

一般財団法人下妻市開発公社立地希望企業紹介制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、一般財団法人下妻市開発公社（以下「公社」という。）が造成した工業団地等の分譲を希望する企業（以下「立地希望企業」という。）に関する情報を提供した者に対し、当該情報の提供に対する成約報償を支払う制度を設けるとともに、その取り扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 立地希望企業情報

製造業等を行うため、用地を購入しようとする企業に関する情報をいう。

(2) 情報提供者

公社に立地希望企業情報を提供する法人及び個人をいう。

(3) 成約報償

情報提供者からの立地希望企業情報により、公社が誘致活動を行った結果、土地譲渡契約に至った場合に、公社が情報提供者に支払う報償をいう。

(情報提供の方法)

第3条 立地希望企業情報の提供は、原則として、情報提供者が立地希望企業情報提供書（様式第1号。以下「情報提供書」という。）を公社へ直接提出する方法により行うものとする。

(情報提供者の要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は情報提供者となることができない。

- (1) 情報提供書に記載されている立地希望企業の役員及び社員（配偶者及び一親等に当たる者を含む。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5項に掲げる指定暴力団等及びその構成員（準構成員を含む。）
- (3) 地方公務員（特別職の地方公務員を含む。）及び国家公務員（特別職の国家公務員（国会議員を含む。）を含む。）を含む。）
- (4) 茨城県又は茨城県内市町村の外郭団体の役職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公社が不相当と認める者

(情報提供書受理書の交付)

第5条 公社は、情報提供者から情報提供書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、立地希望企業に関する情報提供書受理書（様式第2号。以下「受理書」という。）を交付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は受理書を交付しないものとする。

- (1) 公社が既に把握している企業立地計画情報であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公社が不相当と認めるとき。

(契約成立通知及び成約報償の支払)

第 6 条 公社は、前条の受理書を交付した日から 1 年以内 (公社がやむを得ない事情があると認められた場合は 6 月を限度に有効期間を延長することができる。) に受理書に記載された企業と土地譲渡契約を締結し、次に掲げる要件のすべてが満たされた場合は、契約成立通知書 (様式第 3 号) を情報提供者に送付し、成約報償を支払うものとする。

- (1) 当該立地企業から公社に対し、分譲代金が納入されたこと。
- (2) 成約報償に係る請求書、受理書その他支払に必要な書類が提出されたこと。

(成約報償の額)

第 7 条 分譲の場合の成約報償は、分譲代金に 1 0 0 分の 1 を乗じて得た額 (千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。ただし、消費税及び地方消費税を含み、法人の場合は金 3 , 0 0 0 万円、個人の場合は金 2 0 0 万円を限度とする。

(受理書の無効)

第 8 条 公社は受理書を交付した後、成約報償の支払に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該案件に係る受理書を無効とし、成約報償を支払わない。

- (1) 情報提供者が成約報償を受理する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 不正な行為等により立地希望企業情報を入手したことが明らかになったとき。
- (3) 情報提供者が第 4 条各号のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。

(紛争の解決)

第 9 条 この立地希望企業紹介制度に関し、情報提供者と立地希望企業又は第三者との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

(その他)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は公社が別に定める。

付 則

この要項は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。